

報道解禁

ラジオ・テレビ・インターネット：
令和5年2月16日(木)18時以降
新聞：
令和5年2月17日(金)朝刊



島原市報道資料

令和5年2月14日

報道関係者 各位

県指定史跡島原城跡の追加指定について

標記のことについて、令和5年2月16日に開催予定の「長崎県定例教育委員会」において、下記のとおり長崎県指定史跡島原城跡に係る追加指定について審議されます。詳細な情報については別添資料のとおりです。

今回の追加指定により、島原城跡の価値や魅力について多くの方と共有し、今後の城跡保護につながることを期待されます。

なお、本件については、報道解禁が設定されておりますので申し添えます。

記

1. 史跡名 島原城跡
2. 追加指定箇所 城内一丁目 1195 番 4・6(島原図書館横 芝生広場)
3. 概要 別紙参照



島原守護神 しまばらん

【担当から一言】

島原のシンボル・島原城跡を「繋げ！未来へ！」

担当：島原市教育委員会社会教育課文化財保護推進室
担当 吉岡・山下
電話：0957-68-5473（内線 654）
E-mail：shakyo@city.shimabara.lg.jp

しまばらじょうあと

島原城跡（追加指定）

- 1 種 別 史跡
- 2 名 称 島原城跡
- 3 所在地 島原市城内一丁目 1 1 9 5 番 4 ・ 6
- 4 面 積 8 8 8 . 7 4 平米
- 5 指定理由



島原城は、雲仙岳北東麓に築かれた近世城郭である。^{げんな}元和 4 年（1618）に松倉重政が築城を開始し、その後 4 氏 19 代にわたり島原藩の藩庁として約 250 年間存続した。平成 28 年に本丸、二ノ丸、外曲輪^{くるわ}の屋敷（小早川邸）、大手口跡の一部（元島原図書館）が長崎県指定史跡に指定されたが、長崎地方裁判所島原支部の公舎移転に伴い、大手口跡の未指定箇所の一部について市公有化が実現したことから、今回追加指定するものである。

島原城大手口は、全体で東西75m、南北55mで、単独の曲輪並みの規模を誇る枡形空間である。平成26年には、島原市教育委員会による発掘調査で、濠の水位調節や曲輪内排水のために幕末頃に整備された石組^{いしぐみ}堅坑^{たてあな}や水路を確認した。雲仙山系からの伏流水や雨水を制御・活用する遺構と考えられ、高度な治水技術の一端を示すものである。

島原城を構成する重要な要素の一つであることから、県史跡に追加指定し保護するものである。



図① 島原城跡写真（大手口から撮影）



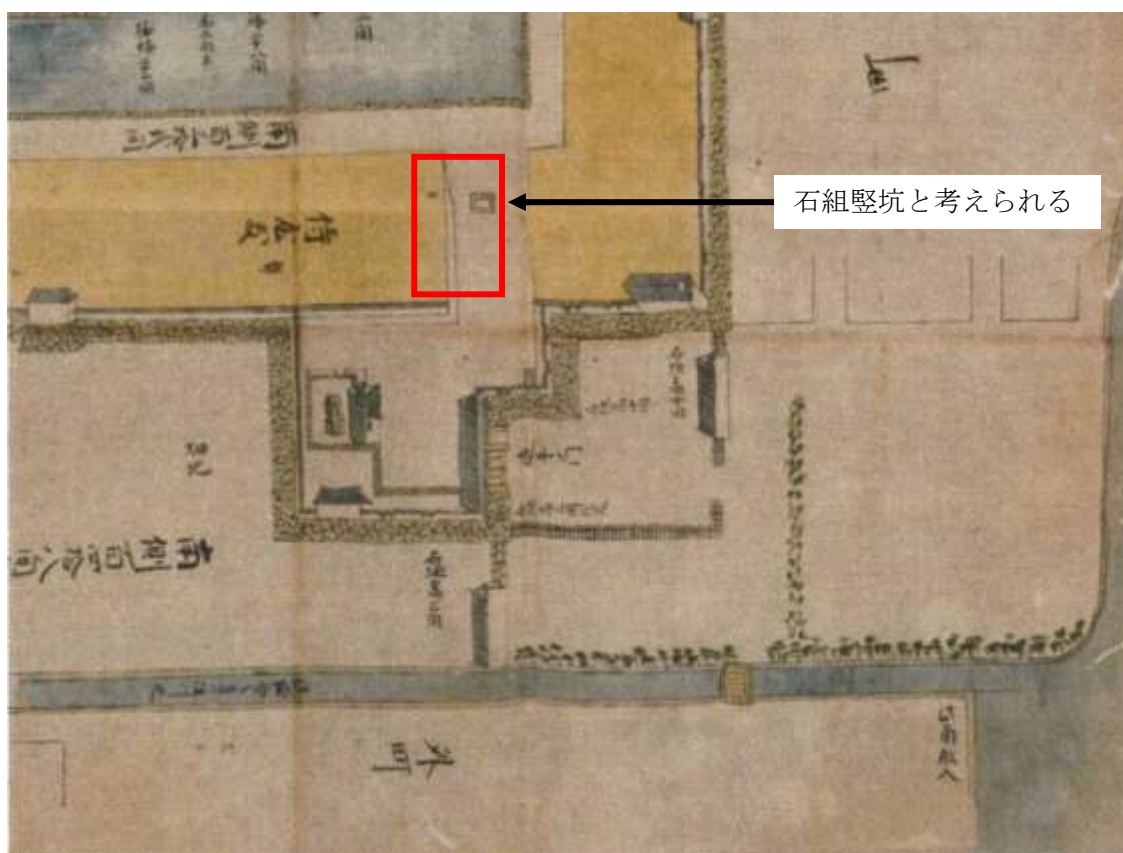
写真② 追加指定箇所



写真③ 島原城跡ゾーン区分図【追加指定箇所】



写真④ 追加指定箇所の発掘調査空中写真



写真⑤ 『嶋原之城図（大手）』

島原城跡の長崎県文化財追加指定に係る島原市長のコメント

この度、本市に所在する「島原城跡」の大手口跡の一部が新たに長崎県文化財に追加指定されました。

「島原城跡」は、平成 28 年 2 月 18 日に長崎県の史跡指定を受けております。

今回、追加指定を受けました島原城大手口は、平成 26 年の発掘調査で堀の水位調節や曲輪内排水のための石組堅坑や水路を確認しており、雲仙山系からの伏流水や雨水を制御・活用する遺構と考えられ、島原城に施された高度な治水技術の一端を示しています。

来年、島原城築城 400 年を迎えるにあたり、今回の追加指定は、島原城跡の新たな価値の発信につながるとともに現在、取り組んでいる島原城跡の国指定に向けても弾みがつくものと存じます。

市内には他にも歴史的な史跡が数多くありますので、引き続いて保護・顕彰に努め、歴史と自然の豊かな城下町島原のまちづくりに邁進してまいります。

令和 5 年 2 月 16 日

島原市長 古川 隆三郎